

東村山市教育委員会 殿

学校名 東村山市立富士見小学校

校長名 戸崎 晃

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、東村山市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

命を大切に、様々な体験から生きる知恵を学び、心と体を鍛える子供をはぐくむ。そのため、すすんでやる子を中心に据え、次の児童像を目指す。

○ すすんでやる子 ○ かんがえる子 ◎ おもいやる子 ○ がんばる子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア すすんでやる子・・・自ら考え、学び、行動する姿勢・意欲・態度の育成

学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合っ合意形成すること、役割分担して協力し合うことを通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てる。キャリア教育の要として、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするなどの自己の生き方についての考えを深める活動を通して児童一人一人のキャリア形成と自己実現を図る。外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指すとともに多文化共生社会を生きる国際感覚を育む。

イ かんがえる子・・・変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な資質・能力の育成

児童の実態に基づいて指導方法を工夫改善した授業と評価規準・評価計画による適正な評価・評定を実施し、個に応じた指導や補充学習、少人数・習熟度別指導等を通して基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、言語活動や課題解決学習、体験的な学習の一層の充実により思考力・判断力・表現力等を育成し活用する力を身に付けさせる。また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、学びを人生や社会に生かそうとする姿勢や態度を身に付け、持続可能な社会の担い手としての資質や能力を育成する。

ウ おもいやる子・・・豊かな心を持ち、多様な人々と共に生きる人間の育成

「こども基本法」の理念及び東村山市「いのちとこころの教育」の取組の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神を基盤とし、全教育活動を通して生命や人権等を尊重する態度や規範意識をはぐくむとともに自己評価(自尊感情や自己肯定感、自己有用感)を高める。また、学年や異学年での交流、地域の人材を活用した教育活動や交流活動、児童が意見や考え・思いを表明することができる取組を推進する等を通して、道徳性や豊かな人間性、人間関係形成力を培う。保護者や関係機関、スクールカウンセラー等との連携を密にしなが児童が安心して過ごせる環境を整備するとともに、全教職員で年間を通して継続的にいじめと不登校の未然防止に全力で取り組む。

エ がんばる子・・・自己を理解し、心身の健康・安全を創る意識と実践力の育成

教職員の特別支援教育に関する研鑽を深めるとともに校内支援委員会の活動を一層活性化させ、保護者や関係機関等との連携を取りながら、困難への対処や良さの伸長について、個に応じた指導ときめ細やかな支援による児童の心身の健やかな成長を図る。また、体育の授業改善や体を動かす運動・運動遊びに取り組み、日常的に運動に親しむ資質を育成して体力・運動能力の向上を図る。食育や健康教育、防災教育の推進、交通・安全指導の徹底により必要な知識等を習得させ、心と体の健康づくりに主体的に取り組む態度や健康で活力ある生活を営む実践力を育てる。

オ 地域そのものが学校となるコミュニティの創造

土曜授業公開の実施、学校だよりやホームページ等を通して、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を保護者や地域と共有・連携し、社会に開かれた教育課程の確立と地域社会と共に教育を推進する学校の構築を推進する。様々な機会・場面を通して、保護者・地域にとっての学校の価値を把握し、学校教育活動に生かしていくとともに、学校の実態に即した具体的で効果的な学校経営方針・経営計画を示し、より良い教育活動を行うための改革と諸整備を推進する。教育について、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、全ての市民が教育に参加するための中核となり、学校、家庭、地域のすべてが児童にとって学びと成長の場である「地域そのものが学校」を構築していく。また、近隣の小中学校が同じ方向性をもって取組み、教科指導や生活指導等において発達段階や9年間の学びの連続性を踏まえた意図的・計画的な指導の工夫を行い、一貫性のある継続的な指導を行うなどカリキュラム・マネジメントに努める。

2 指導の重点

(1) おもいやる子・・・豊かな心を持ち、多様な人々と共に生きる人間の育成

ア いのちとこころの教育の推進による人権教育及び道徳教育の充実

(ア) いのちとこころの教育の取組(人権教育の充実)

広く教育への関心を高め、子供たちの健やかな成長のために、学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協力して、次代を担う子供たちに『いのちの大切さ』『人を思いやるこころ』を培う。また、障害者スポーツの体験や障害者との交流など、障害者理解を進める教育を一層充実させ、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく力を身に付ける。

- 発達障害、特別支援教育についての理解促進
 - ・校内研究として、発達障害の理解、特別支援教育の在り方、ソーシャルスキルトレーニング、グループエンカウンターについて年間を通して研修・研究する。
 - ・特別支援教室巡回拠点校である利点を生かし、けやき学級指導者による研修を行う。
 - ・特別支援教室指導教員と在籍学級担任が連携しより良い指導法や支援を検討・共有する。
 - ・都特別支援学校のセンター的機能を活用し、研修を行う。
 - ・東村山市特別支援教育専門家チームや心理士との連携を図る。
 - ・児童・保護者の理解促進に向け、適切で的確な情報発信の在り方を検討する。
 - ・特別支援教育コーディネーターを低・中・高・特別支援教室から1人ずつ計4人とし、学校生活支援シートの活用を充実させる。
 - ・就学支援シートを活用し、新一年生の指導に生かすなど円滑な支援に努める。
- 地域に生きる教材をとおした学習(国立療養所多磨全生園, 国立ハンセン病資料館等)
- 富士見小いのちとこころの教育旬間(市の教育週間に1週間プラスして実施)
- 土曜授業学校公開における道徳授業地区公開講座・意見交換会(生命尊重の授業)
 - ・紙芝居サークル「はらっぱ」による命を大切にすることをテーマとした紙芝居を実施する。
- ユニバーサルデザインの趣旨を生かした環境
 - ・視覚と聴覚両方に配慮した指導・支援や掲示を実施する。
 - ・個に応じた支援を推進する。(タブレットの活用, マス目や罫線など自身に合ったプリントの選択, 板書の色, ピクトグラム等)
- 人権課題に関わる取組
 - ・人権教育プログラム(学校教育編)を活用し、「子供」「高齢者」「障害者」「外国人」「路上生活者」「インターネットによる人権侵害」等に関する学習を行う。
 - ・東村山市「こども計画」の内容を理解する学習を実施するとともに、児童自ら主体的に取組む意識を醸成する。また、保護者・地域への啓蒙を図る。
- 防災体験学習における救急救命講習(東村山消防署との連携)
- がん教育の充実(文部科学省「小学生版がん教育プログラム補助教材」の活用)
- 包括的性教育の充実(LGBTQ+ジェンダー平等の統合に向けた取組の推進)
 - ・指導において、「性教育の手引き」「生命の安全教育教材・指導の手引き」を活用する。
- SOSの出し方に関する教育(発達段階に応じた全学年への指導)
 - ・学校だよりや学校公開等を通して保護者へ啓蒙を図る。
 - ・先生たちと話してみようビンゴを実施し、話せる・相談できるきっかけを広げる。

(イ) 道徳教育・道徳科授業の充実

児童の発達段階や個人差に配慮した適切な指導を実施し、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力等を育む言語活動の充実を図り、全教育活動を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

- 本校の重点項目の設定(「善悪の判断, 自律, 自由と責任」「親切, 思いやり」「生命の尊さ」)
 - ・児童に育てたい道徳的価値について保護者・地域・教職員にアンケートを実施し、認識を共有して取組む。
- 道徳科を要とした各教科等との関連を図った授業(日常生活における道徳的価値の理解)
- 考え話し合う道徳科の授業
 - ・話し合いと自己の生活へつなげ考える時間・活動を確保・重視する。
- 適切な評価と児童へのフィードバック(各児童の道徳ノートの活用)
- 道徳授業推進教師の活用・授業改善

イ 児童一人一人の健全育成に向けた取組や支援体制の充実

(ア) 子供たちの自己評価を高めるための取組の推進

自己評価は、生きていく上で出会う様々な機会に積極的、肯定的に対応する能力の土台である。豊かな人間関係の中で安心して過ごし、自分のもつ力を十分に発揮するために、全ての子どもに高い自己評価をもたせる。そのために、発達段階を把握し理解して、学校と家庭と地域が同じ方向性をもって一貫した支援を行う。学校としてできることを考え、保護者・地域に伝え、ともに進んでいく。

●自分に対する自信と自尊の気持ちの育成・伸長

- ・保護者・地域と一丸となって、子どもの良さに「気付く・見付ける・感じる」そして「伝える・認める・褒める」取組を推進する。
- ・学校行事や委員会活動、当番活動等における児童が自らの義務と責任を果たす経験を通して仕事の大切さを理解し、集団の一員としての自覚と自信がもてるようにする。

●良好な人間関係を構築する力の育成

- ・ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンターを実施し、相手の気持ちや考えを汲み取る力、コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・自己及び他者の大切さに気付き、他者と関わることの良さや楽しさを感じる心を育てる。
- ・異年齢集団(たてわり班)による交流を重視するとともに、近隣幼稚園・保育園の園児との交流や地域の方々とのふれあいなど多様な他者との交流や対話を充実する。

(イ) 生活規律・学習規律の徹底

●生活規律の徹底

- ・「富士見っ子の生活」「富士見しぐさ」を全学級に掲示して活用し、基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・毎月末に学級で振り返りを行い、取組状況の確認と改善点の作成、次回の目標を設定する。
- ・毎月末の振り返りシートの集計と考察から学校としての課題を把握し、児童会活動と連動して目標設定と取組を推進する。
- ・高学年児童による検討改善委員会を設置し、「富士見っ子の生活」「富士見しぐさ」の内容項目についての改善を図る。

●学習規律の徹底

- ・「富士見っ子の学習」を全学級に掲示して活用し、学習のきまりの徹底を図る。
- ・各教科の特性に応じた1単位時間の学習の進め方を検討し、発達段階を鑑みた系統性のある進め方を開発して各学年で統一して取組む。
- ・高学年児童による検討改善委員会を設置し、「富士見っ子の学習」の内容項目についての改善を図る。

●長期休業日中のやくそく(時期の特徴を生かした内容の記載と児童・保護者への周知)

(ウ) 不登校に関する取組の推進

児童が互いに良さを認め合い、自ら友達とのつながりを紡ぐことができる学校・学級づくりを推進し、不登校の未然防止、一人一人に寄り添った対応、組織的対応等に取組む。必ずしも学校復帰が好ましい選択肢ではない状況の児童もいることを踏まえ、一人一人の状況に応じてきめ細かく対応する。新規数の抑制を図るためにも、全ての児童にとって学校・学級が魅力ある場所と感ぜられるよう取組む。

●教職員による「居場所づくり」

- ・毎日の健康観察で一人一人の児童の名前を呼んで状態を確認する。
- ・心理的安全性(発言や指摘によって人間関係の悪化を招くことがないという安心感の共有)を高める。(意見やアイデアの外在化)
- ・安心・安全な環境(安心して生活でき、自己存在感や充実感を感じられる場)を創り継続する。
- ・教員の第一印象や初期の印象はその後の言動の受け止め方を方向付け長期的な関係に影響を与えることを銘記して教員と児童との信頼関係づくりを行う。
- ・グループエンカウンターの手法を用いた児童が互いを知る場を設定する。
- ・学習のきまりを確認し、だれもが不満なく取組める環境を整備する。
- ・いつでも話すこと・相談することができる相手や場をもたせる。

●児童自身による「きずなづくり」(児童同士の相互評価、認め合う機会・場)

- ・集団に対するアセスメントとして学校生活意識調査を活用する。
- ・よりよい関係をつくるための話の聞き方などについて、グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを通して具体的な言動の在り方を学ぶ。
- ・児童をつなぐ言葉掛けや、ワールド・カフェなどの児童をつなぐ場を取り入れる。

- ・児童の状況を鑑みた自己選択・決定する機会・場を意図的に設定する。
 - ・違いを認め尊重し合うことを基盤とし、みんなで何かを成し遂げる経験を通して、人とかがかわることが楽しい心をはぐくむ。
 - 長期欠席児童や学校生活に適応が難しい児童への対応
 - ・家庭との連絡を密にした継続的な状況把握と指導を行う。
 - ・長期休業等は、家庭訪問や保護者面談を行う。
 - ・オンライン学習等ICT機器の有効な活用も含め個に応じた的確な指導・支援を検討・実施する。
 - ・東村山市希望学級との連携を図る。
 - 不登校対応担当を中心とした組織的な対応（各学年から構成し生活指導部で情報共有）
 - ・月1回の不登校対策委員会で状況確認と対応の検討を行う。
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員と情報を共有し連携して取組む。
 - ・不登校の原因、状況、改善などの事例から対応を学び取組に生かす。
 - 長期休業日前後の取組（生活リズムを整え、体調を管理、「シャキぴかカード」の取組）
 - 長期休業日明けに欠席した児童への対応（迅速な家庭の状況確認と適切な対応）
- (イ) いじめ防止に関する取組、いじめ問題への対応
- 「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の下、①いじめは子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であること、②いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るとの意識をもち、全教職員がその責任と役割を自覚し組織的に対応すること、③保護者、地域、関係諸機関等との緊密な連携によりいじめ問題に正面から対峙し解決に導くことの3点を基本姿勢として全力で取組む。
- 学校いじめ防止基本方針に基づいた取組
 - ・日常での指導、対応とともに、学校いじめ防止基本方針に基づいていじめ防止アンケートを年3回実施し、一つ一つの事象について丁寧に対応する。
 - ・児童に加え、保護者にもいじめ防止アンケートを実施し、情報を共有して取組むとともに、保護者のいじめ防止への意識向上を図る。
 - ・不測の事態や諸問題には、学校いじめ対策委員会、いじめ対応担当を中心に迅速かつ組織的な対応を行い、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を全職員で図ることで重大事態の発生を防止する。
 - ・「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」をはじめ、文部科学省、東京都教育委員会、東村山市の方針・ガイドライン・資料に基づいて対応する。
 - 教職員の人権意識の醸成（教員研修の実施、教職員の人権意識の醸成）
 - 児童を主体とした活動（ふれあい集会、いじめ防止標語・シンボルマーク・ポスター等の作成）
 - 安心して過ごせる環境整備
 - ・保護者や関係機関、スクールカウンセラー等との連携を密にしながら児童が安心して過ごせる環境を整備する。
 - 関係機関との連携（スクールカウンセラー、巡回相談員、スクールロイヤー）

(2) かんがえる子・・・変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な資質・能力の育成

ア 学力向上に向けた授業改善の推進

- (ア) 基礎的・基本的な学力の定着・学習内容の習得と活用
- どの子にも優しい授業
 - ・特別支援教育の視点とユニバーサルデザインの趣旨を生かした授業により、全児童の確実な理解を推進し主体的に学ぶ態度を育成する。
 - ・巡回相談等の活用や家庭・関係機関との連携による補助教材や教具の活用など合理的配慮を整備し、全ての児童の能力や可能性を最大限伸長するよう努める。
 - 形成的評価と指導の充実（評価規準と評価計画に基づく指導と評価の一体化の推進）
 - 指導方法の工夫
 - ・3年生以上の算数科の少人数・習熟度別指導を実施する。3年生から6年生までの学級担任1人と少人数指導担当教員で構成する少人数指導委員会を月1回開催し、指導方法等についての情報共有と改善を図る。
 - ・3年生以上の担任による教科指導担当制を行う。3学級の場合は理科・社会・体育、2学級の場合は体育と理科または社会を分担する。

- ・エデュケーションアシスタントを活用してチームティーチングを実施し、理解度の低い児童の支援・補助を行う。
- ・夏季学習教室を8回実施し、学習の補充や児童の主体的な学習の支援を行う。
- 家庭学習習慣の確立（「富士見小家庭学習の手引き」の活用し、家庭との連携）

(イ) 学習スタイルの改革・改善

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
 - ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、複線型の学びのスタイルを目指す。一人1台端末とクラウド環境を活用した授業等に取り組む。
 - ・デジタルホワイトボードツール FigJam などの学習ツールを活用した効果的な学習に取り組む。
 - ・1,2年生はデジタルドリル教材やタブドリ Live 等を活用し、学習内容の理解と定着を図る。
 - ・記憶定着学習アプリを3年生以上で活用し、主体的な学びと理解の定着を図る。
- 考えと人格を切り分ける工夫（意見や考えの外在化：端末と提示装置・ホワイトボード等）
- 言語活動の充実
 - ・各教科等の特性に応じた言語活動の充実を図り、児童が自らの考えをもち、筋道を立てて表現する機会や場を設定する。
 - ・学びの過程や自己評価を重視し、主体的・対話的で深い学びを実現する。
 - ・協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動、コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動を実施する。
- 探究的な学習の過程の重視（各教科等で育成する資質・能力の関連付け）
- プログラミング的思考の育成（プログラミング体験やアンプラグドプログラミング教育の推進）

(ウ) 読書活動の充実

東村山市子ども読書活動推進計画（第4次）に基づいた読書活動の推進を図る。

- 全校で取り組む読書推進月間
 - ・5月と11月を読書推進月間とし、読書に親しむ活動や図書委員会児童のアイデアを生かした活動を行う。
- 情報センターとしての学校図書館（各教科等における情報の収集・選択・活用能力の育成）
- 読書活動への意欲の向上
 - ・学校図書館専任司書によるレファレンスを実施し、児童の主体的・意欲的な学習活動を推進する。また、児童図書委員会による読書推進活動を実施する。
 - ・電子書籍閲覧サービスを活用し、①様々なジャンルの書籍に触れる機会の創出、②読みたい気持ちを逃さない読書機会の確保、③自ら必要な書籍を探し調べ学習に活用、④読書感想や紹介などの友達との交流、等の活動を推進する。
 - ・「富士見小の100冊」として、低学年30冊、中学年30冊、高学年40冊を推薦図書に設定し読書活動の推進を図る。
 - ・ふじみの会（保護者による組織）と連携し、保護者による読み聞かせ活動を行う。

イ 持続可能な社会の担い手を育む教育の推進

(ア) SDGsの取組の推進

東村山市は内閣府より、SDGs (Sustainable Development Goals) への優れた取組を行う自治体として「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGsモデル事業」に選定されている。本校は東村山市から「SDGsスターパートナー」として認定されており、SDGsの17のゴールのうち、特に以下の目標の実現に向けて教育活動との関連の中で取り組むものとする。

- 目標3[保健]あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4[教育]すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5[ジェンダー]ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。

(イ) 主権者教育の推進

「小・中学校向け主権者教育指導資料「主権者として求められる力」を子供たちに育むために」を参考に、教育活動に主権者教育の考え方を取り入れて指導する。

- 各教科等における指導
 - ・【社会科】日本国憲法における国民としての権利及び義務、国や地方公共団体の政治の働き、我が国の農業や水産業、工業生産、情報産業

- ・【家庭科】身近な消費生活と環境(物や金銭の使い方と買い物)
- ・【道徳科】法やきまりの意義
- ・【特別活動】学級活動・児童会活動を通じた集団の一員としてよりよい学校づくりへの参画, 学校行事でボランティア活動などの体験活動
- ゲストティーチャーによる授業
 - ・社会保険労務士による社会保険制度の学習
 - ・租税教育推進協議会による租税教室
 - ・日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)による消費者教育

(3) がんばる子・・・自己を理解し、心身の健康・安全を創る意識と実践力の育成

ア 健康・体力づくりに向けた取組の充実

望ましい生活習慣や運動習慣の確立と体力・運動能力の向上に向けた取組を充実させるとともに、児童が発達の段階に合わせた健康に関する知識を身に付け、必要な情報を正しく選択し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成する。

(ア) 体力・運動能力の向上

- 体育授業の充実
 - ・運動有能感をはぐくむ体育学習に取り組む。
 - ・運動を「する」だけでなく、「見る」「支える」「創る」という視点からも指導を重ね、生涯を通じた豊かなスポーツライフ・健康づくりにつながる素地を養う。
 - ・主運動につながる補助運動として、今もっている力で体を動かすことができる運動を取り入れる。
- 体育的活動の充実
 - ・10月を体力向上推進月間とし、運動会の種目に取組む中で、特に友達とのかかわりの中で体を動かす心地よさを味わわせる。
 - ・縄跳び・持久走等の体力向上の取組を計画的に実施する。
 - ・東村山チャレンジスポーツ・スクール推進委員会の成果物を活用する。

(イ) 心身の健康・健康教育の推進

- 食育・健康安全教育の充実
 - ・栄養士の専門性を生かした指導を実施し、食事の重要性や楽しさ等を理解させ、健康につながる食育を推進する。
 - ・養護教諭による健康安全指導、感染症への正しい理解等の教育を実施する。
 - ・保護者と連携して、児童が主体的に体力向上や健康を保持増進する意識・実践力を育む。
 - ・食物アレルギーについて学校医を講師とした教職員研修を実施する。児童の状況について情報共有の徹底と完全対応を図る。
 - ・食物依存性運動誘発アナフィラキシーについて理解し、必要な対応をとる。
 - ・スクールカウンセラーと連携し、心身の健康について情報共有と適切な対応を図る。
- 基本的生活習慣の確立
 - ・「あいさつ・時間・身だしなみ・言葉遣い」を指導の重点として取り組む。
 - ・児童の起床時刻、就寝時刻、食事等について調査・考察し、家庭への周知と改善の協力を働きかける。

イ 安全教育の推進と安全確保の徹底

(ア) 安全教育の推進

- 安全教育指導の充実
 - ・「安全教育プログラム」を活用し、生活安全・交通安全・災害安全の3つの安全領域について必ず指導する基本的事項を指導する。
 - ・学校安全指導計画に基づき、年間を通して継続的に指導するとともに、様々な事案の情報を収集し、時機を逃さない指導を行う。
 - ・児童の登校状況の確認と安全な登校について、学区域での登校指導を行う。
- 外部機関を活用した効果的な安全指導の実施
 - ・東村山警察によるセーフティ教室を夏季休業日前の7月に行う。内容は、1,2年生は不審者対応、3,4年生は万引き防止、5,6年生はSNS・犯罪被害防止とする。
 - ・1年生において、東村山警察による登下校の交通安全教室を実施する。また、東京都教育委員会による歩行者シミュレータによる交通安全教室を実施する。

- ・3年生において、東村山警察による安全な自転車の運転についての自転車安全教室を実施する。
- ・また、東京都生活文化スポーツ局による自転車シミュレータを活用した交通安全教室を実施する。
- ・6年生において、ライオンズクラブ国際協会と麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる薬物乱用防止教室を実施する。
- ・富士見町あいさつ運動推進委員会のあいさつ運動による地域の方との交流を通して、地域の見守り・防犯の力の理解と活用を推進する。
- 防災体験学習による系統的学習
 - ・東村山消防署、区防災課、富士見小避難所運営連絡会と連携し実施する。
 - ・学年の系統を考え6年間で体験が網羅できる計画とし、災害に対する意識の徹底を図り、学校内外において自己の安全を守る能力や態度を育成する。
 - ・土曜授業学校公開に実施し、保護者・地域への啓蒙を図るとともに、家庭で防災について話し合う機会を創出する。
 - ・東京都教育委員会の「防災教育ポータルサイト」を活用した学習を実施する。
- 情報モラルの育成
 - ・発達段階に合わせた系統的な指導を計画・実施し、児童が自ら考え判断し行動できるようにするとともに、家庭と連携してトラブルの未然防止に努める。
 - ・「GIGA ワークブックとうきょう」を活用した学習を実施する。
 - ・肖像権・著作権の保護、迷惑メールによる個人情報漏洩、SNSによる弊害等について学習する。
 - ・SNS学校ルールについて、児童・保護者に周知する。また、児童による見直しと必要な改定を行う。
 - ・SNS家庭ルールの作成や作成のための情報を提供・周知することで家庭への啓蒙を図り、作成率・遵守率を高め、児童の安全を確保する。
- 様々な想定避難訓練の実施(学校危機管理マニュアルの実施、見直しと改善)
 - ・【時刻等】授業時間・休み時間・登校直後・雨天・放送機器使用不可
 - ・【内容】地震・火災・地震後の火災・不審者・Jアラート・気象災害
 - ・【経路】内容に応じた経路の設定と選択、二次避難場所

(4) すすんでやる子・・・自ら考え、学び、行動する姿勢・意欲・態度の育成

ア 児童が意見や考え・思いを表明することができる取組の推進

(ア) 達成感や成功体験を得る活動

児童が主体的に学校の活動や環境等を工夫・改善していこうとする場面を設定し、改善を実現していく。

- 児童を主語とした活動
 - ・運動会等の種目、内容や練習、準備など、児童が計画、立案、実施する経験を設ける。
 - ・児童の考えを生かし、児童自身で作りあげる達成感を味わえるような活動を行う。
 - ・学校生活において「やってみよう!」という企画書を募集し、採用となったものは実施する。
 - ・リーダーを中心に児童が主体的に取り組めるシステムを作り、運営させる。
 - ・考えることに慣れさせるための働きかけを行う。
 - ・児童の選択や決定の範囲を徐々に広げる。
 - ・児童自身が、目指す自分たちの学校像を設定する。
 - ・学校の課題を解決する児童会活動を推進する。
- ペア学年の交流やファミリータイムの活動
 - ・互いの良さを伝え合う活動を通して、自己の良さに気付かせる。
 - ・他学年への支援により他者の役に立つ経験を得る。
- 特別活動と学校行事
 - ・自分と違う多様な価値があることに気づき、違いを認め、互いに尊重する心を培う。
 - ・学校として6年間を見通した特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を作成し、各教科、道徳科、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、児童の自主的、実践的な取組を効果的に指導して自己実現を図ろうとする態度を養う。
 - ・児童の自発的・自治的な実践活動を尊重した学級活動、集会活動、集団宿泊活動、クラブ活動やたてわり班活動による異学年交流を通して、協働性や認め合う土壌を育むとともに児童の個性の伸長を図り、集団の一員としての自覚や連帯感を深める。

(1) 自分らしくチャレンジする機会の創出

●キャリア教育、体験活動の充実

- ・キャリア教育の要として、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするなどの自己の生き方についての考えを深める活動を行う。
- ・キャリアパスポートを位置づけたキャリア教育全体計画及び年間指導計画に基づき、進路指導主任を中心としたキャリア教育を推進する。
- ・地域人材との交流やゲストティーチャーによる授業を通して、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を育み、未来への夢や目標を抱き、自己実現に向けて努力しようとする態度を育てる。

イ 地球的視野をもつための教育

(ア) 多文化共生、外国語によるコミュニケーション能力の向上

●英語に親しみ、コミュニケーションを図ろうとする意欲の育成

- ・英語専科教員を配置して年間指導計画を作成し、ALTやデジタル教科書を効果的に活用する。
- ・日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深める。
- ・英語スペースを設備し、いつでも英語や外国語文化に触れられる環境を整える。
- ・東京都教育委員会による「外国語に触れる機会の創出」事業のイングリッシュ・キャラバンを実施し、ネイティブスピーカーとの交流を生かした英語によるコミュニケーションを体験する。

(5) 地域そのものが学校となるコミュニティの創造

ア 地域とともにある学校づくりの実現

(ア) 市民の教育参加と学校経営の改善

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する。子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるために、家庭・学校・地域の教育力を高め、それぞれが責任を果たし、連携して教育を行うことが重要である。

●社会に開かれた教育課程の確立

- ・学校経営計画と学校いじめ防止基本方針を保護者会、学校運営協議会、学校ホームページで説明・周知する。
- ・地域コーディネーターと担当教員を中心に、地域の人的・物的資源を活用した教育活動、体験学習と交流を推進する。
- ・行事ごとのアンケートや学校評価アンケートにより保護者・地域にとっての学校の価値を把握し、年度途中であっても常に学校経営の改善・修正を図る。
- ・学校評議員会、学校関係者評価委員会を実施し、学校教育への理解・協力、よりよい教育活動への意見などを得て改善に努める。

●地域社会と共に教育を推進するための情報共有

- ・学校だより等で、学校経営や教育課題、教育に関する情報、学校保健、食生活と健康に関する情報等を発信する。
- ・土曜授業学校公開を年6回設定し、保護者・地域と連携した内容を実施する。
- ・セーフティ教室、SOSの出し方に関する教育の学習内容・指導内容を共有し、学校と家庭で指導を重ねることで教育的効果を高める。

(イ) 保護者との協力・連携の推進

●PI (Parent Involvement 家庭を巻き込んだ) 教育活動の推進

- ・学習活動における補助やゲストティーチャーとして学校教育活動への参加を得る。
- ・「富士見小家庭学習の手引き」の理解と活用を促す。
- ・保護者向けの「安心な学校生活のためのアンケート」を実施する。
- ・東村山市家庭教育の手引き書「親と子のこころの対話」について保護者会で話題とし、活用を促す。
- ・保護者用名札を本校教職員と同じデザインとし、共に教育にあたる意識を醸成する。
- ・東京都の「動く目」を採用した防犯パトロール表示を配布し着用を促す。また、自転車に貼付の防犯パトロールステッカーの活用を促す。
- ・ふじみの会(保護者による組織)に運動会運営の一部を依頼する。
- ・年2回の学校評価アンケートを実施する。
- ・児童に育てたい道徳的価値について、アンケートを実施し、指導の重点に生かす。

(ウ) 地域・関係諸機関との協力・連携の推進

●近隣保育園・幼稚園との交流・連携

- ・近隣保育園・幼稚園との交流や園での保育・教育を生かしたスタートカリキュラムの改善を図る。
- ・近隣の保育園や幼稚園等と連携し、園児の小学校体験を実施し、交流を通して1年生には小学生・上級生としての自覚を、園児には小学校へのあこがれや希望をもたせる。

●中学校との連携

- ・東村山第一中学校、東村山第七中学校の学校説明会や模擬授業、部活動体験等、6年生の中学進学に向けての取組を実施する。
- ・運動会でのテント借用など、東村山第一中学校、東村山第七中学校の協力を得る。
- ・中学生の職場体験を受け入れる。

●近隣高等学校との連携(東村山西高の文化祭への3年生の参加と交流)

●特別支援に係る交流(特別支援学校との副籍交流や特別支援学級児童との交流)

●学童クラブとの連携(情報共有を行い、児童理解を図りながら安全・安心な場づくりを推進)

●地域の特色や福祉、伝統文化機関との連携

- ・たて割り班遊び(ファミリータイム)や避難訓練で都立東村山中央公園を活用する。
- ・社会福祉法人いずみライフサポートつばさの協力を得て、4年生が車いす・視覚障害の疑似体験と誘導・支援体験を行う。また、入所者の方とボッチャを行うなど交流を図る。
- ・特別養護老人ホーム万寿園にて3年生が出し物を披露するなど交流活動を行う。
- ・ボランティアセンターの協力を得て6年生が高齢者疑似体験を行う。
- ・東村山市社会福祉協議会の協力を得て4年生が視覚障害・アイマスク体験を行う。
- ・東村山ラジオ体操会連盟による運動会でのラジオ体操に向けた実技指導を実施する。

●関係機関との連携・協働

- ・放課後子ども教室として学校施設(少人数算数教室)を供用する。
- ・民生委員、児童委員による地域での児童・家庭の見守りを得る。
- ・青少対第1地区・第7地区による地域での健全育成に向けた児童活動に協力する。
- ・避難所運営連絡会による会議を開催し、避難所開設のための学校施設利用など学校としての役割等を確認する。また、防災体験学習で備蓄倉庫の物品説明など協力を得る。
- ・富士見町あいさつ運動推進委員会による月一回のあいさつ運動に協力する。
- ・おひさま子ども食堂による学校での子ども食堂実施に協力する。

(エ) コミュニティ・スクールに向けた取組

●令和7年度における取組

- ・東村山市教育委員会からの情報に基づき、教職員、保護者、地域への周知を図る。
- ・コミュニティ・スクールについて講師による研修会を実施し理解を深める。
- ・学校運営協議会の設置に向け、委員の選出を行う。
- ・地域学校協働本部の構成メンバー・団体を決定する。

(6) 特色ある教育活動

ア 学校に求める価値からの出発(子供、保護者、地域の方、教職員の思いを実現する場)

イ 児童の自己評価を高める(良さに「気付く・見付ける・感じる」そして「伝える・認める・褒める」)

ウ 心理学と脳科学のアプローチ(環境づくりや心理的安全性を高める取組の推進)

エ 子どもの権利条例、子供を主語とした活動(主体的に社会を創造する素地を養う)

オ コミュニティ・共同体の確立(教職員、保護者、地域の方の三者の情報共有と活動)

カ SDGsの推進(「SDGsスターパートナー」としてSDGsを推進)に取組んでいく。

キ 学校評価を生かした学校経営・運営(9月と1月の学校評価とPDCA)

ク 指導の重点・目標を明確にした取組(各月の指導・推進項目を設定)

ケ タブレット型端末での学習アプリ等を活用した学力向上(電子書籍閲覧サービスの導入と活用)

コ 教員の資質・能力向上(OJT、Off-JT、若手育成「ファースト会」、授業力の6つの構成要素)

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	1学期					2学期				3学期			合計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1		17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
2		17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
3		17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
4		17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
5		17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	17	204
6		17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	17	204
備考	・開校記念日の6月20日を授業日とする。 ・都民の日の10月1日を授業日とする。 ・夏季休業日の8月28日(木)と8月29日(金)を授業日とする。 ・卒業式に参加しない1年生から4年生までの3月の授業日数は1日減となる。													

(2) 各教科, 特別の教科道徳, 外国語活動, 総合的な学習の時間及び特別活動の年間授業時数配当表

※表中の()は, 標準授業時数等。

各教科等		1	2	3	4	5	6
各教科	国語	306【書30】 (306)	315【書30】 (315)	245【書30】 (245)	245【書30】 (245)	175【書30】 (175)	175【書30】 (175)
	社会			70 (70)	90 (90)	100 (100)	100 (105)
	算数	136 (136)	175 (175)	175 (175)	175 (175)	175 (175)	175 (175)
	理科			90 (90)	105 (105)	105 (105)	105 (105)
	生活	102 (102)	105 (105)				
	音楽	68 (68)	70 (70)	60 (60)	60 (60)	50 (50)	50 (50)
	図画工作	68 (68)	70 (70)	60 (60)	60 (60)	50 (50)	50 (50)
	家庭					60 (60)	55 (55)
	体育	102 (102)	105 (105)	105【保4】 (105)	105【保4】 (105)	90【保8】 (90)	90【保8】 (90)
	外国語					70 (70)	70 (70)
特別の教科 道徳		34 (34)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)
外国語活動				35 (35)	35 (35)		
総合的な学習の時間				70 (70)	70 (70)	70 (70)	70 (70)
特別活動(学級活動)		34 (34)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)
合計		850 (850)	910 (910)	980 (980)	1015 (1015)	1015 (1015)	1015 (1015)
クラブ活動	1回60分間で年10回(13・1/3単位時間), 原則月曜日の6校時に実施する。						
備考	委員会活動を年11回, 原則月曜日の6校時に実施する。						